

平成21年小野町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成21年5月25日(月曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第36号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第5まで同じ〕
- 日程第 5 議案第37号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第38号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕
- 日程第 7 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕
- 日程第 8 報告第 2号 専決処分の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	宇佐見 留 男	議員	2番	水 野 正 廣	議員
3番	国 分 喜 正	議員	4番	石 戸 浩	議員
5番	遠 藤 英 信	議員	6番	村 上 昭 正	議員
7番	久 野 峻	議員	8番	鈴 木 忠 幸	議員
9番	會 田 隆 壽	議員	10番	西 牧 さかり	議員
11番	橋 本 健	議員	12番	吉 田 鐵 雄	議員
13番	佐 藤 登	議員	14番	大 和 田 昭	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宍 戸 良 三	副 町 長	伊 藤 直 樹
教 育 長	吉 田 勝 人	総 務 課 長	駒 木 根 祐 治

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	村上 春吉	書	記 先 崎	実
書	記 熊 谷 真也	書	記 先 崎 英典	
書	記 照 山 真			

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいまから平成21年小野町議会第2回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいま出席している議員は、14名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大和田 昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大和田 昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、議長において、

6番 村上 昭正 議員

7番 久野 峻 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（大和田 昭君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

12番、吉田鐵雄議会運営委員長。

〔議会運営委員長 吉田鐵雄君登壇〕

○議会運営委員長（吉田鐵雄君） ご報告申し上げます。午前9時より議会運営委員会を開催いたしまして、会期を本日1日限りとすることに委員会として決定したわけでございます。議員の皆様方のご賛同お願い申し上げます。終わります。

○議長（大和田 昭君） お諮りいたします。この臨時会の会期を議会運営委員長報告のとおり本日限りとする
ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りと決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（大和田 昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第36号～議案第37号の上程

○議長（大和田 昭君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第36号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第37号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまで、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

村上事務局長。

〔議会議務局長 朗読〕

◎議案第36号～議案第37号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 平成21年小野町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙のところをご出席賜り、衷心より感謝を申し上げます。

今臨時会に提案申し上げる議案は、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のほか、3案件、報告1案件の計5案件であります。緊急を要する必要から臨時議会を招集し、ご提案申し上げる次第であ

ります。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案に係る提案理由の説明を申し上げます。

初めに議案第36号から議案第37号までの条例の一部改正、2議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第36号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。福島県人事委員会勧告に準じ、町長等の6月期の期末手当の支給月数を0.15月引き下げ、支給月数を1.45月に暫定的に凍結する内容であり、平成21年6月1日から施行するものであります。

次に、議案第37号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましても前議案同様、福島県人事委員会勧告に準じ、教育長の6月期の期末手当の支給月数を0.15月引き下げ、支給月数を1.45月に暫定的に凍結する内容であり、平成21年6月1日から施行するものであります。

以上説明申し上げましたが、慎重審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明いたします。

慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第36号～議案第37号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第36号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第37号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまで、2議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第37号までの2議案について質疑を終わります。

◎議案第36号～議案第37号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第36号から議案第37号までの2件を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第37号までの討論を終わります。

◎議案第36号～議案第37号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第36号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第37号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでの、2議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第37号までの2議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第6、議案第38号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

村上事務局長。

〔議会議務局長 朗読〕

◎議案第38号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第38号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第38号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましても前議案同様、福島県人事委員会勧告に準じ、議会議員の6月期の期末手当の支給月数を0.15月引き下げ、支給月数を1.45月に暫定的に凍結する内容であり、平成21年6月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とい

たします。

よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第38号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第38号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第38号について質疑を終わります。

◎議案第38号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第38号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第38号の討論を終わります。

◎議案第38号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第38号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第7、議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

村上事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

◎議案第39号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、福島県人事委員会勧告を受け、一般職員の6月期の期末手当の支給月数を0.15月引き下げ1.25月に、勤勉手当の支給月数を0.05月引き下げ、0.7月にそれぞれ暫定的に凍結し、平成21年6月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくようお願い申し上げます。

◎議案第39号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第39号について質疑を終わります。

◎議案第39号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第39号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第39号の討論を終わります。

◎議案第39号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については原案のとおり可決されました。

◎報告第2号の報告

○議長（大和田 昭君） 日程第8、報告第2号 専決処分の報告について、朗読を省略して町長の報告を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 報告第2号 専決処分の報告についてであります。本報告は福島県総合事務組合を組織する団体の減少、それに伴う規約の変更について同組合の管理者から協議があったことから、平成16年指定の町長の専決処分事項の指定により、平成21年4月30日に専決処分した内容を地方自治法第180条第2項に基づき報告するものであります。

具体的な内容は、県中水道用水供給企業団が厚生労働省より認可が取り消され、本年3月31日解散することに伴い、組合脱退となるものであります。

以上、ご報告させていただきます。

◎閉議の宣告

○議長（大和田 昭君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大和田 昭君） これをもって、平成21年小野町議会第2回臨時会を閉会といたします。

閉会 午前10時14分